

「マイルール運転」とは

- ・ 高齢運転者が、加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、体調や天候、道路状況など考え、運転する時・場所を自ら制限する運転のこと
- ・ 自ら制限するとは、運転する際の**自分だけのルール**を予め決めたうえで、安全運転につなげるもの



何故行うのか？

- ・ これまでの選択肢は、「運転を継続するか」・「自主返納し運転をあきらめるか」の2択であった。
- ・ そこで、道路交通法のルールに加え、自分が決めたルールの中で、運転するという新たな選択肢を提案する。



誰に対し啓発？

- ・ 親や祖父母の運転に対して、「不安」を感じている子・孫世代

その他

- ・ H29.6 有識者会議の提言の中で「補償運転」という言葉として使用されている
- ・ 他県では、「補償運転」「制限運転」という呼び方で実施している県もある

注意

「自分だけのルール」と言っても、**自分本位な**ルールや**自分勝手な**ルールではありません！

車を運転する以上は、道路交通法を中心に定められた法令を遵守しなければなりません。

マイルール運転は、それらに加えて、安全運転をするための自分や周りの人のための決め事です。

マイルールの具体例

身体機能偏

- ・ 夜は目が見えにくいので、夜間の運転は控える

天気・時間偏

- ・ 雨天時は、視界が悪くなるので運転を控える
- ・ 通学時間帯は、児童の多い通学路付近は運転しない

行き先偏

- ・ 高速道路の使用は控える
- ・ 駐車場では周囲に車が少ないところに駐車する

